

## 書評

한일민족문제학회 엮음 (2003)

### 『재일조선인 그들은 누구인가』 삼인

(韓日民族問題学会編『在日朝鮮人 彼らはどのような人々なのか』サミン)

福井 譲

#### 1.はじめに

日韓両国間の近代史に関しては、未だに多くの議論がなされている。強制連行に対する賠償問題も、その代表的な例である。最近の特徴としては、政府間・研究者間においてだけでなく、市民団体など一般の人々も当事者として関わっている点が指摘できよう。

そうした時勢の変化に伴い、韓国においても在日朝鮮人に関する研究が活発になりつつある。その興隆の一つとして、「韓日民族問題学会」の活動を挙げることができる。

この学会は光云大学の金広烈教授を中心に、「在日朝鮮人問題をを中心に韓国と日本の民族問題についての学際的な研究を遂行する場」<sup>(1)</sup>として2000年6月に結成された。ここで「学際的」と称されているように分野は広く歴史学から政治学、社会学、文学、法学、経済学などにわたり、また実際に学会内には「強制連行問題研究」と「在日同胞文学研究」の分科会が設けられている。学会の活動としては、月例研究会のほか定期的に学術大会も開催しており、また2001年3月には学会誌『韓日民族問題研究』(韓国語)を創刊、現在までに年2回を基本として第5号までを刊行している。

もちろん韓国において、こうした学会が結成されたのは、それまで研究者たちの抱いていた、不十分な研究状況に対する不満とその改善を求める動きによるものであったことは確かである。しかし、直接の契機となったのは、在日朝鮮人歴史学者・朴慶植(1922~1998)を追悼する目的で編まれた『近・

現代韓日関係と在日同胞』(韓国語)の刊行であった<sup>9)</sup>。これを契機に、在日朝鮮人研究の組織が具体化していくこととなったのである。

さて今回ここに紹介する本書は、この韓日民族問題学会によって編集された論文集である。ただしそのまえがきに「この本を通じて、在日朝鮮人の現況について韓国人一般の理解を広げ」(7頁)とあるように、本書はあくまで一般読者向けの性格を有しており、厳密な意味での研究書ではない。しかし「在日朝鮮人問題が日本社会の問題であるだけでなく、韓国社会の問題であるという考えの糸口を提供しようとするもの」(同前)であることがこの書の目的とされている以上、その持つ価値は決して小さくはないであろう。以下に、本書の内容とその意義を見ていきたい。

## 2. 本書の内容

本書の構成は以下の通りである。

はじめに

第一部 在日朝鮮人の過去、現在、そして未来

植民地支配と南北分断のもたらした分裂の歌

—在日朝鮮人の見た韓日関係と南北統一— (尹健次)

在日同胞は選挙権がない—在日同胞の政治的権利— (崔永鎬)

分断の葛藤を超え、統一の民族団体へ—在日同胞団体の歴史的現況—

(金太基)

韓国にとって在日同胞とは何なのか (鄭大成)

第二部 在日朝鮮人はどのように作られたのか

在日朝鮮人はどのように形成されたか (金広烈)

1919年2月8日・日本留学生の独立宣言 (柳永烈)

差別と抑圧に立ち向かう在日民族解放運動 (金明燮)

強制的に連行された朝鮮人 (鄭惠瓊)

関東大震災時の朝鮮人虐殺 (金仁徳)

在日朝鮮人にとって天皇制とは何なのか (朴晋雨)

### 第三部 在日朝鮮人の教育と文化が歩んだ道

解放後における民族教育の足跡 (松田利彦)

解放前における在日朝鮮人の文学活動 (李漢昌)

解放後に在日朝鮮人文学を興こした人々 (俞淑子)

日本の大衆文化が隠し続けた在日朝鮮人—ある在日朝鮮人の記憶—

(元秀一)

研究状況：日本における在日朝鮮人問題研究のあゆみ (外村大)

参考文献

在日朝鮮人を読むキーワード

本編は3部構成となっており、それに続いて日本側の研究の紹介と参考文献、キーワードが載せられている。やや冗長にはなるが、以下に研究紹介も含め、15編の論稿の内容を簡単にまとめておこう (なお本書にはもともと章番号は付けられていない。以下の「第～章」は便宜上のものである)。

第1章 (尹健次) では「在日」と朝鮮半島の南北分断という現実の関係性が、在日朝鮮人の視点から述べられている。今日、とりわけ「在日」の若い世代の多くにとり、南北統一の問題はさほど切実なものとしては受け止められていないといっても過言ではない。しかし国籍だけを見ても「在日」が日本国内でも「分断状況」にある現在、「在日」は日韓関係に限らず日朝関係、さらには南北間の関係からも大きな影響を受けざるを得ない存在であることを著者は強調する。

第2章 (崔永鎬) では、日韓双方から制限を受ける在日朝鮮人の政治的権利について、参政権を事例に論じている。日本国内において在日朝鮮人が参政権の制限を受けていることはしばしば俎上に挙がるが、「在外国民」の「母国」たる韓国においても制限は存在している。本章は、本来そうした現状に対処するために制定された「在外同胞法」が、なお未解決の問題を内包していることを挙げつつ、参政権問題を日韓両国政府の要解決事項として指摘する。

続く第3章 (金太基) は戦後、複雑な経緯を辿る在日朝鮮人団体の歴史を取り上げている。解放直後に在日朝鮮人の各種権益の保障を目的に成立した諸団体は、当時の時代的制約の下で次第にイデオロギー的対立の様相を呈し、

朝鮮戦争休戦後の「在日本朝鮮人総連合会」の成立（総連、1955年）によって、その対立構造は決定的となる。しかし、「総連」と「民団（在日本大韓民国居留民団、後に在日本大韓国民団に改称）」との対立軸で見られがちなこの時期において、規模は小さいながらもこの二者とは異なる立場を標榜した団体も存在していた。金は世代交代の進む昨今の時勢において、この二者の統合とともに、そこからの新たな団体存在の可能性を提言する。

第4章（鄭大成）は韓国へ帰国した「在日」、すなわち「在韓在日朝鮮人」に対する韓国社会の問題点を扱っている。従来、表面的には「在外国民」としてその同一性が強調されながらも、完全に「在外公民」と位置づけた北朝鮮とは異なり、韓国政府は「在日」を「自国への利益」という尺度でのみ扱ってきた。それゆえ「在韓在日朝鮮人」には、法的には同じ韓国籍保持者でありながら、様々な制限が存在している。鄭は韓国社会に対し、諸事例を用いて「在日」への認識改善を求めるとともに、「在外同胞法」の持つ限界点を指摘し、「在外同胞」としての規定条件や必要に応じての二重国籍の認定、その他兵役・納税・参政権に関する問題について、同法の改善を提言する。

続く6つの章では戦前期に視点が移され、第5章（金広烈）は在日朝鮮人の渡航・定住の背景を扱う。朝鮮内での輩出要因と日本側での吸引要因のほか、次第に定住化の傾向を示し始める状況での職業構成の変化や児童数の増加、朝鮮への一時／完全帰還者の割合などについて、1920年代以降から強制連行期以前までの時期を対象にまとめられている。

第6・7章では、在日朝鮮人による民族解放運動を扱っている。第6章（柳永烈）では、1919年の3・1運動の直前に作成された「2・8独立宣言文」と朝鮮人留学生との関係が扱われている。日本への留学は1881年の紳士遊覧団による派遣に始まり、その後留学生数の増加とともに親睦団体なども増加していく。併合ののち、第一次大戦の開戦後期に至り、これら留学生（団体）は民族解放運動に積極的な関心を示すようになる。留学生団体の集会などにおいて、独立のための積極的な運動が唱えられるようになり、それに伴い官憲側の取締りをも招来することとなる。「2・8独立宣言」が作成されたのはまさにこうした時期であり、その直後に生じる3・1運動との関係・影響が指摘されている。

続く第7章（金明燮）では、1920年代以降の民族解放運動が扱われている。朝鮮において「文化政治」への転換が図られた後も、さまざまな民族運動が展開されていく。こうした運動の進展に伴い、日本国内においても朝鮮人による多くの民族運動団体・組織が結成され、また社会主義運動の昂場によって日本人の社会主義運動に連繋していく動きも見られる。本章ではそれらの流れについて、解放に至るまでの過程が論じられている。

戦前期における重要な論点の一つである、強制連行について論じているのが第8章（鄭惠瓊）である。労働力動員（募集・官斡旋・強制徴用）と兵力・準兵力・女性動員の展開について解説が試みられるほか、罷業や脱走、虐殺の実態を取り上げ、その問題の重要性を近年の教科書問題と関連付けて強調する。

第9章（金仁徳）では、関東大震災時の朝鮮人虐殺が扱われる。当局側の意図的な「流言」の利用と情報統制、虐殺拡大防止への消極的態度といった官憲側の「関与」を明らかにするとともに、震災直後の混乱や官憲側による弾圧によって一定の打撃を受けたとされる社会主義運動勢力が、朝鮮人虐殺を終始傍観していた点を指摘する。朝鮮人虐殺には未だ不明な点が残されている点で「今日的」なものであり、虐殺に対する日本政府の責任と同時に、日本側の対応に関心を示さない韓国政府の姿勢についても批判を加えている。

第10章（朴晋雨）では在日朝鮮人と、植民地統治のイデオロギー的支柱であった天皇制との関連について述べられている。朴は天皇制が近代日本の国家建設における国民統合の論理として機能しながらも、それが日本民族の優越性を内包する限り、アジア（＝植民地地域の民族）に対する支配と差別という「排除の論理」をも持ち合わせた重層構造でしかないと主張する。その上で戦争の終結によって戦前の天皇制は改変を余儀なくされ、象徴天皇制が成立したとしても、在日朝鮮人にとってはその「排他性」という基本的論理構造は何ら変わっていないという点が鋭く論じられている。

第3部、第11章（松田利彦）では、解放以降の朝鮮人学校の経緯について、朝鮮人団体の活動と関連付けられながら論じられる。二度に及ぶ朝鮮学校閉鎖令ののち、朝鮮半島での情勢や日本国内での出入国管理令・外国人登録法の公布など、在日朝鮮人を取り巻く情勢変化の中で、朝鮮人学校が最終的

に朝鮮総連の主導下にまとめられていく過程が整理されている。

第 12・13 章では在日朝鮮人文学が対象となっている。前者（李漢昌）は解放以前の朝鮮人留学生による文学活動について、留学生団体の成立・展開との関係に留意しつつ論ずる。社会主義運動へ身を投じた人々の文学との接点についても解説が試みられ、また特に張赫宙と金史良に焦点を置いてはいるものの、他の多くの作家についても注意を払っている。

他方、それに続く形で解放後の文学を扱っているのが後者の第 13 章（俞淑子）である。ここでは「母国朝鮮」の持つ政治的・歴史的状況が作品に色濃く投影された「1 世文学」から、「民族」と「在日」との間の葛藤といった直接の経験に基づく「2 世文学」へ、そして次第に「家族」「人間関係」といった社会問題へと焦点を広げていく「3 世文学」への変化といった世代間における文学的性格の違いがまとめられ、眼差しを多様化させている在日朝鮮人文学の可能性が述べられている。

第 14 章（元秀一）は対象を文学からメディアに広げ、大衆文化における在日の「存在感」について論じられている。ドラマや映画において在日朝鮮人がテーマとして扱われることは稀であり、また登場人物として設定されていることもほとんど見られないのが現状である。「在日」の存在が消され続けるのは、現実の社会だけではない。メディアの中においてもその存在を隠しつづける日本社会の側面を、元は指摘する。

最後の第 15 章（外村大）では、日本における在日朝鮮人研究の状況が紹介されている。韓国における在日朝鮮人研究の推移については金仁徳による別稿が存在しており<sup>④</sup>、ここでは日本側での研究視座や方法論、研究史が整理されている。

### 3. 本書の意義と問題点

次に、評者の気付いた点をいくつか指摘しておきたい。

前述のように本書は概説書的な性格を有しているため、特に新たな研究成果というものは見受けられない。しかし、本書が韓国社会に対し改めて「在日朝鮮人とは何か」「在日朝鮮人にとって現在何が問題となっているのか」を訴えかける役割を担っていることを鑑みれば、意義あるものといえる。また

別の視点からすれば、本書に掲げられている論点を見ることで、韓国における「在日朝鮮人に対する認識」の現状を伺い知ることができよう。

これまで韓国において、在日朝鮮人に関しては強制連行などの歴史的問題を除いて「対岸の問題」と見なされる傾向が強かった。「日本社会で差別を受ける存在」というイメージは共有されながら、それ以外についてはあまり知られていないのが実情である。その「知られざる実情」の一例として、「住民登録番号」を挙げることができる。

周知のように、韓国には住民登録番号制度が導入されている。ところが韓国国籍を有する在日朝鮮人（いわゆる「在日韓国人」）には、同一の国籍を有する存在でありながら、「住民登録番号」「住民登録証」は与えられていない。

「住民登録番号」が身分証明としての機能を完全に果たしているため、この番号が存在しないことは実生活の場において多くの制限・不利益を受けることを意味する。外国籍者は旅券番号がその代用となりうる場合があるが、「在日韓国人」は外国籍ではないために、その代替策は存在していないのが実情である<sup>4)</sup>。

以上の点を背景に、日韓双方での基本的・政治的権利の制限という状況を始め、在日朝鮮人に関する幅広い主題が扱われている点を考慮するならば、本書は韓国での在日朝鮮人に対する知識の拡大、あるいは在日朝鮮人研究への刺激を促すものといえるだろう。

ただし評者としては、若干の物足りなさを感じたことも否定できない。その一つが、「在日同胞法」に関する記述である。同法については第2・4章において言及されているが、いずれも内容の簡単な紹介に留まっている。同法制定に至る背景や制定後の影響などについてももう少し具体的な説明があれば、さらに理解は深まったであろう。

さらに気になる点として、用語の不統一が挙げられる。本書の題目では「在日朝鮮人」とされており、まえがきにおいてもその意義が論じられているが、本論中では特に説明もないまま著者ごとによって「在日朝鮮人」「在日同胞」が用いられている。また一部では、引用ないし翻訳時の誤記と思われる部分（例：「日本政府法務部」（148頁））も見受けられる。

#### 4. おわりに

これまで在日朝鮮人研究は、日本側において数多くの成果が出されてきた。しかし最近では韓国側でも研究が増加しており、また従来日本での側面において捉えられがちであったものが、より多様化した問題関心を集めるようになってきている。韓国での研究の増加によって、両者間の研究交流は今後さらに要求されていくであろう。本書がその一翼を担うことを、評者は望んでいる。

#### 註

(1) 金広烈による「発刊辞」韓日民族問題学会編『韓日民族問題研究』創刊号、2001年3月。

(2) 金仁徳「韓國에서의 在日朝鮮人史 研究」、国際日本文化研究センター編『世界の日本研究 2002—日本統治下の朝鮮；研究の現状と課題—』2003年3月、332~333頁。なおこの追悼論文集は강덕상・정진성 외 『근·현대 한일관계와 제일동포』 서울대학교출판부、1999年。

(3) 金仁徳、同上。

(4) 「在日韓国人」が韓国内に一定期間以上居住する場合には、「住民登録証」の代わりとして「在外国民国内居所申告証」が発給される。同証の発給により「住民登録番号」と類似した計13桁の番号が付与されるが、これはあくまで「代用」でしかなく、同一の機能を有していない。

#### 文献

韓日民族問題学会編（2001年3月）『韓日民族問題研究』創刊号

国際日本文化研究センター編（2003年）『世界の日本研究 2002—日本統治下の朝鮮；研究の現状と課題—』

(fukui@hiroshima-u.ac.jp)